

平成28年6月29日

各 位

会社名 夢みつけ隊株式会社
代表者名 代表取締役 佐々木 ベジ
(コード2673)
問合せ先 経理・財務部門 秦 剛浩
(TEL 03-5369-7831)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、内部統制システム構築の基本方針を一部改定し、その内容を下記のとおりとすることを決議いたしましたのでお知らせします。

記

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき以下のとおり、当社及び当社の子会社、並びに関連会社からなる当社グループの業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備する。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全という統制目的を達成するため、企業理念に基づいた行動規範を定め、取締役自らによる率先垂範と役員及び従業員全員への周知徹底を図ることとする。
 - ロ. 取締役会は法令、定款及び社内規程等に従い、取締役の職務執行の監視を一層強化する。監査等委員会の監査機能については、以下の基本方針に基づき充実させるとともに総務部及び監査法人と連携して取締役の職務執行を監査する。監査法人については、定期的に代表取締役及び監査等委員会と意見交換する機会を設けるとともに独立性を確保する。倫理・法令・定款遵守を確立するためコンプライアンス活動を充実させ、当社グループ全体をモニタリングする。
 - ハ. 当社は従業員に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて従業員に対し、内部監査の実施、内部通報制度の運用についてさらなる周知徹底を図る。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取り扱いは、当社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び保管（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行い、また、取締役がこれを閲覧できる体制を整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、総務部に内部監査を担当する部署としての権限を与える。
 - ロ. 総務部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。
 - ハ. 総務部の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役及び監査等委員会並びに担当部署に通報される体制を構築する。
 - ニ. 総務部の活動を円滑にするために、リスク管理体制、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また総務部が実施する内部監査の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに総務部に報告するよう指導する。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - イ. 経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸に毎年策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に検査を行う。

- ロ. 業務執行のマネージメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
- ハ. 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、コンプライアンス、リスク管理をはじめとする財務報告における内部統制基本方針を子会社及び関連会社（以下、子会社等という。）と共有するため、子会社等の取締役、監査役及び使用人に対し、グループ経営上の重要事項に関し、当社に報告・承認を徹底させることとする。
- ロ. 当社は、子会社等の損失の危険を管理するため、子会社等においても必要な体制を構築させることとする。
- ハ. 当社は、子会社等の取締役、監査役職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社等においても必要な体制を構築させることとする。
- ニ. 当社は、子会社等の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社等においても必要な体制を構築させることとする。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助すべき部署として総務部を任命し、そのスタッフを補助使用人として1名以上配置することとする。
- ⑦ 上記⑥の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- 監査等委員会を補助する使用人に対する人事については、監査等委員会の同意を得ることとする。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ロ. 前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりとする。
- ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社等の監査役及び内部統制部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・社内稟議書及び監査等委員会から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社および当社子会社は、役職員が監査等委員会に報告をしたことを理由に報告者が不利益な取り扱いを受けない対応をする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い又または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務処理をする。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、もって当社の監査体制の実効性を高めるため、取締役会は監査体制の検討を行う。また、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、会社に著しい損害を与える虞がある事実等を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、財務報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としている。

ロ 反社会的勢力の対応統括部署を総務部とする。反社会的勢力に対する実際の対応については、不当要求防止責任者を設置し、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携を図りつつ対応を行うものとする。当社は、引き続き反社会的勢力排除のための体制を強化していく。

以上